宣誓書

各監事について、次に適合していることを宣誓します。

一　私立学校法第４６条第１項各号に該当しない者であること

二　評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

三　監事のうちに、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年　　月　　日

香川県知事　殿

　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　理事長（設立代表者）　　　氏　　　名

（注）

１．「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２．私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。